

地方独立行政法人北九州市立病院機構における研究費に関する  
コンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和3年4月  
統括管理責任者

地方独立行政法人北九州市立病院機構研究費取扱規第10条に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

コンプライアンス教育で知識を習得し、啓発活動により頻繁に意識の向上と維持・浸透を相互補完しながら、より効率的・効果的に不正を起こさせない組織風土の形成を図ることが重要であり、随時柔軟に見直しながら実施する。

## 1 コンプライアンス教育

【対象】研究費の運営・管理に関わる全ての職員

【目的】それぞれが取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任を理解し、自らのどのような行為が不正に当たるのか（不正防止対策）の理解を促進すること

【頻度】新規着任時を必須とし、その後は、年1回受講することを推奨する

【方法】対面又はオンラインでの研修・説明会、e-learningによる学習、アンケート等推奨する e-learning<sup>※1</sup>

【主な内容】具体的な事例を盛り込み、法人への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、法人における不正対策等について説明する。事務職員に対しては、公的資金の適正な執行を確保できるよう専門的能力（業務に関する知識・能力）を向上させるとともに、研究活動の特性を十分理解しつつ、研究者が研究を遂行するために適切かつ効率的な事務を担う立場にあるとの意識を浸透させる。

また、アンケートを行い、コンプライアンス教育の理解度を把握し改善活動に努める。

※1 推奨する e-learning

○文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1350200.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm)

○JST 研究不正倫理教材（動画版）「THE LAB」

<https://lab.jst.go.jp/index.html>

○一般財団法人 公正研究推進協会（APRIN）

<https://www.aprin.or.jp/>

○APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）ログイン画面 [新システム 2018 年度～]

<https://edu.aprin.or.jp/>

## 2 啓発活動

**【対象】** 研究費の運営・管理に関わる全ての職員

**【目的】** 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る

**【頻度】** 統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者より啓発活動、通知を行う（繰り返し頻繁に実施することで意識付けを図る）

**【方法】** 既存の研修会等の情報提供、Web サイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示等

**【主な内容】** コンプライアンス教育と併用・補完し、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とする内容であること。